

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成24年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

平成23年9月27日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区立ひまわり荘障害者パソコン教室運営業務委託

(2) 業務内容

- ①ひまわり荘障害者（含む、視覚障害者）パソコン教室運営業務
- ②オープン利用パソコン利用者（含む、視覚障害者）支援業務、及びメンテナンス業務
- ③障害者の就労促進のためのITを活用した団体独自事業
(①②は区の委託事業、③は法人独自事業。)

(3) 履行期間（予定）

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

運営状況が良好で且つ、平成25・26年度の予算措置がされた場合は配当予算の範囲内で、新たな契約を結ぶことを認めるものとする。

なお、契約は単年度ごととする。

2. 参加資格

- (1) 世田谷区及び近隣地域を主たる活動拠点としている、NPO法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から現に入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 東京都及び都内区市町村、並びに隣接県及び同県内市町村、その他世田谷区と同等の人口を有する他自治体において、過去5年以内に、障害者（含む、視覚障害者）パソコン教室の運営実績及びパソコンシステムのメンテナンス実績があること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、上記参加資格の確認のみを行う。確認結果はすべての参加表明者あて文書により通知する。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 団体の運営体制
- (2) 当該施設の理解度
- (3) パソコン・周辺機器類等の整備・管理・運営体制
- (4) 事業計画

- (5) 個人情報の管理体制
- (6) 事業実施における総合的な経済性

5. 手続き等

(1) 担当所管課

〒158-0098 世田谷区上用賀5-24-18

世田谷区立心身障害者休養ホームひまわり荘

電話03-3428-3301 ファクシミリ03-3426-0147

E-mail : tamura014@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間 平成23年9月27日（火）から平成23年10月18日（火）まで

②場 所 上記（1）に同じ

③方 法 上記（1）窓口での受領、若しくは世田谷区ホームページからのダウンロードとする。

(3) 事業者説明会

①実施日時 平成23年10月18日（火）、午前10時45分から12時まで

②場 所 ひまわり荘地下第1会議室

③参加申込

イ) 申込期間 平成23年9月27日から10月15日（土）、午後4時まで（厳守）

ロ) 申込場所 上記（1）に同じ。

ハ) 申込方法 上記（1）へ持参、E-mail、ファクシミリ、郵送による。

（郵送は書留郵便に限る。ファクシミリの場合は受理確認の連絡を必ず取ること。）

(4) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

①期 間 平成23年9月27日（火）から平成23年10月18日（火）午前10時45分まで（厳守）

②場 所 上記（1）に同じ

③方 法 上記（1）へ持参、E-mail、ファクシミリ、郵送による。

（郵送は書留郵便に限る。ファクシミリの場合は受理確認の連絡を必ず取ること。）

(5) 提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

①期 間 平成23年10月18日（火）から平成23年11月15日（火）午後4時まで（厳守）

②場 所 上記（1）に同じ

③方 法 上記（1）持参、又は郵送による。（郵送は書留郵便に限る。）

④提出書類 詳細は、(別紙)「提出書類一覧表」参照

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(5) 提案者が提出した書類は公表しない。ただし、法律等に基づく要請等があった場合はこの限り

ではない。

- (6) 提案者からの提出物は世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (7) 世田谷区が配布する書類・提示した資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無 無
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ
- (11) 詳細は説明書による。